

要性について、「初めての献血では必要」「いずれの場合も必要」を合算すると 79% になり、インタビュアが献血者に認知される存在であり得ることを示していると思われる。面談の必要な時期については、53% が初回献血時に必要と答えているが、14% が初回献血者であることを勘案して、既に献血歴のある人も初回には必要との意見があることを示唆しており、次回献血での面談の必要性は意見が分かれたが、検討の必要があると思

われる。又、初回の献血者のインタビュアへの親しみ又は依存性が、「インタビュアがいたほうが献血しやすい」又は「いればまた献血に来たい」と答えた初回者の 85% に達したことに表れている。このことは、初回献血者を如何にして頻回献血者に誘導するかという血液事業にとっての命題を解く鍵になるであろう。インタビュア制が安全で安定的な血液製剤の供給にとって、一助となり得ると思われる。

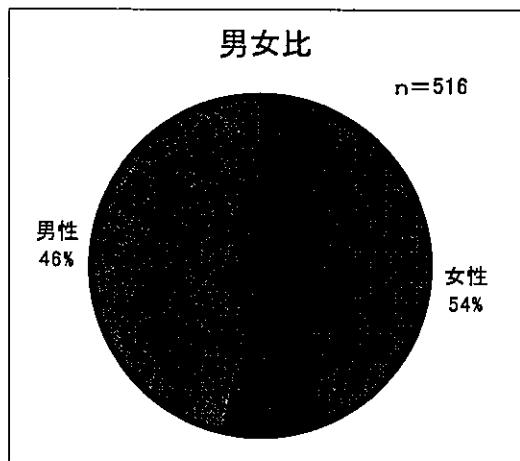


図 1

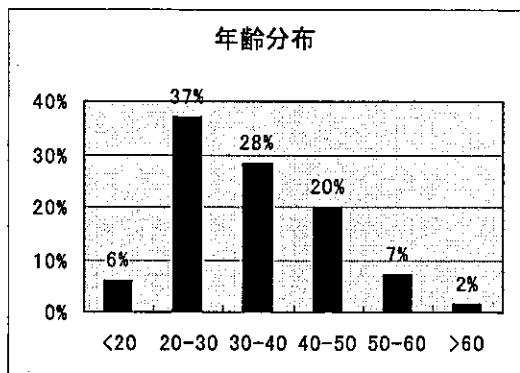


図 2

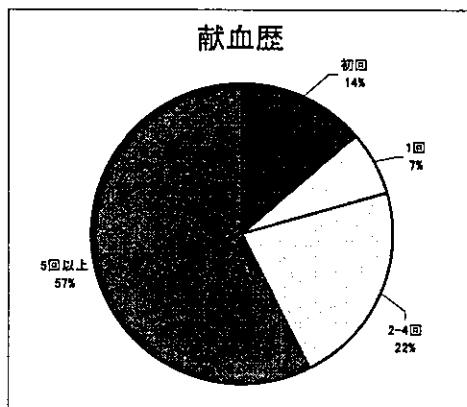


図 3

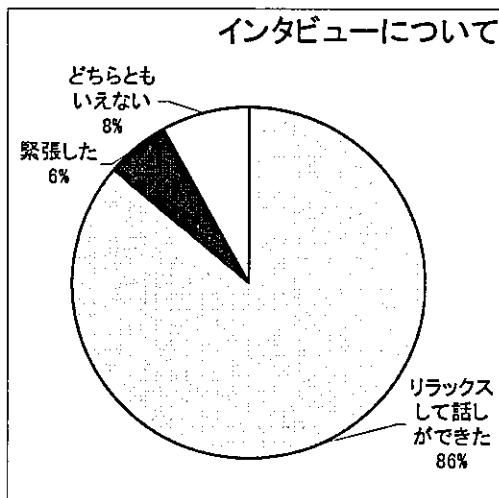


図 4

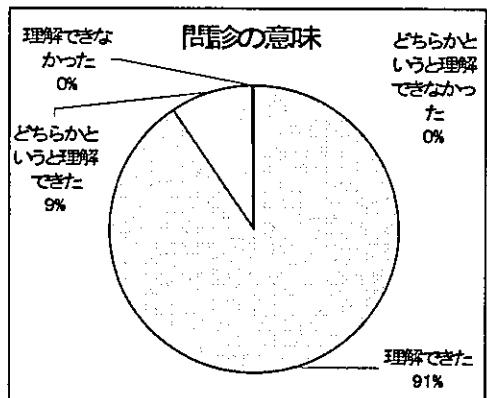


図 5

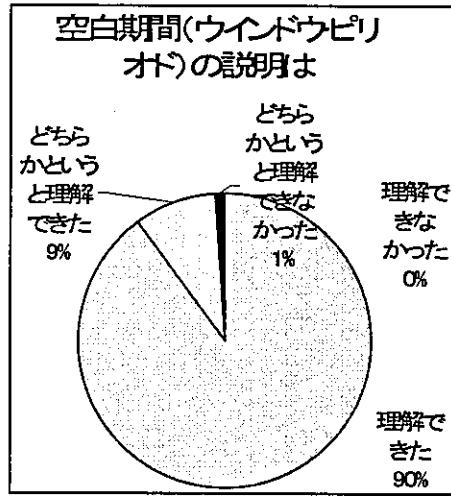


図 6

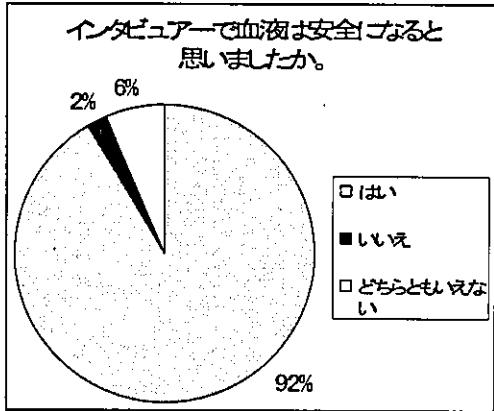


図 7

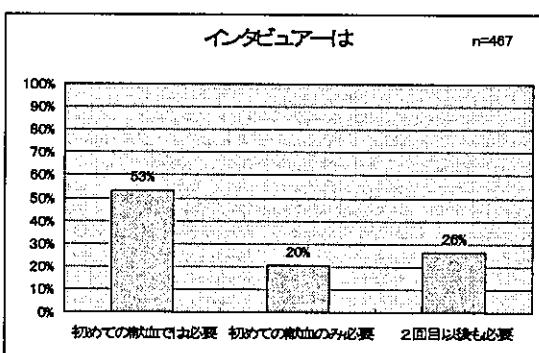


図 8

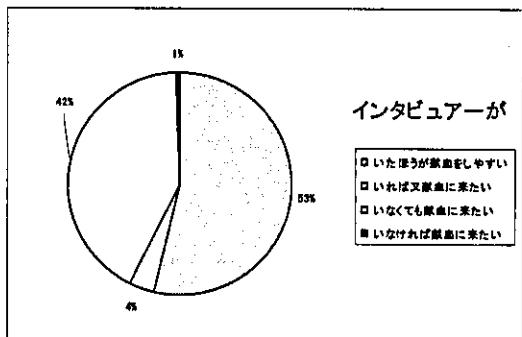


図 9

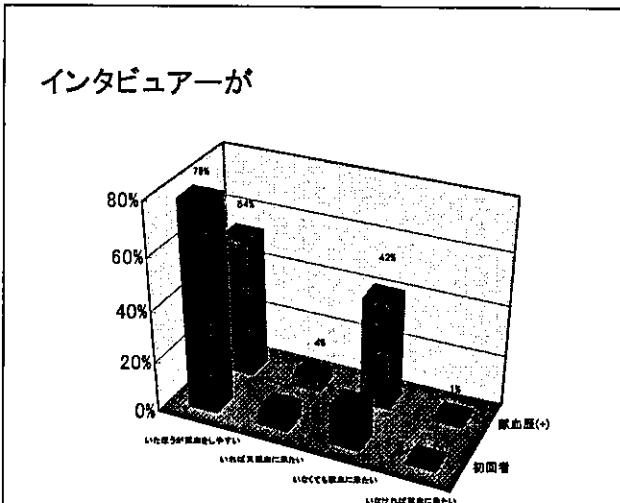


図 10

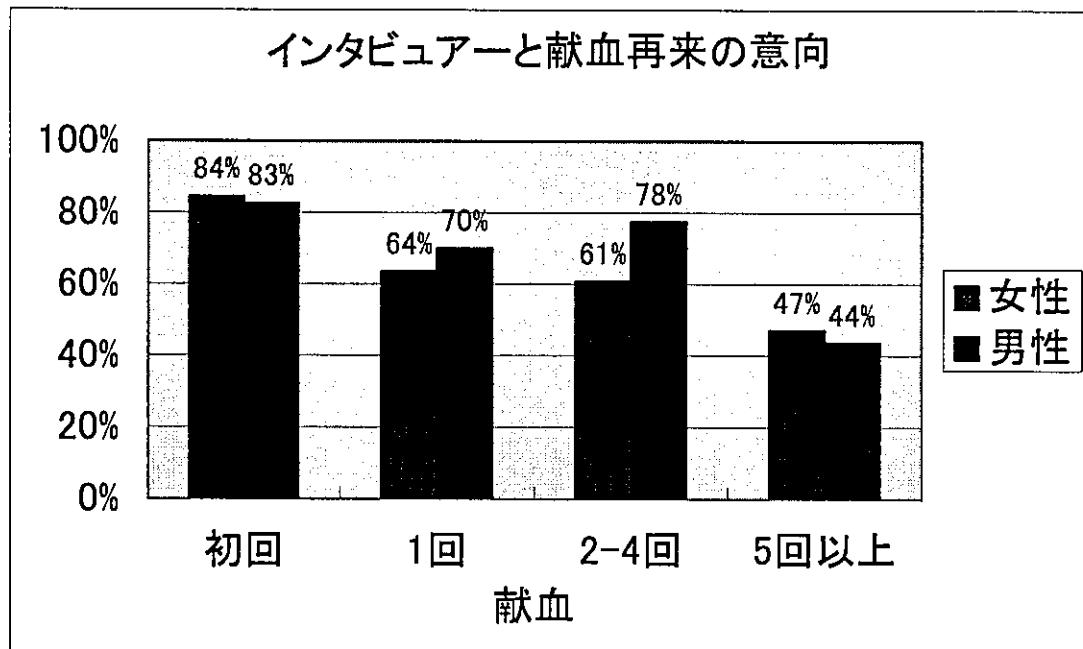


図 10

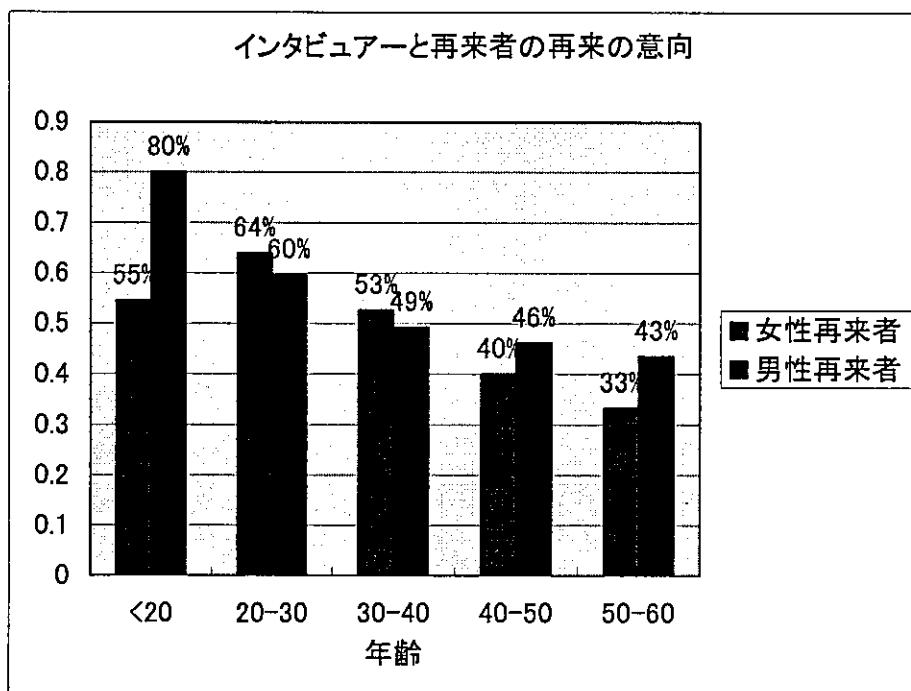


図 11

インタビュアーリスト制度に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、福岡県赤十字血液センター、福岡県北九州赤十字血液センター、佐賀県赤十字血液センターにおける献血受入時の問診強化の一環としてインタビュアーリストを設置し、検診医師の問診及び献血適否の適正な判定を支援することにより、次に挙げる献血の安全性の確保を目的とする。

- (1) ドナーの安全性。
- (2) 血液（患者）の安全性。
- (3) 上記(1)、(2)を確保するためのインフォームドコンセント。

(インタビュアーリスト委員会)

第2条 インタビュアーリストの認定及び研修に関する事項を審議するため、インタビュアーリスト委員会を設置する。

2. 委員会の組織は別に定める。

(インタビュアーリスト委員会の開催)

第3条 インタビュアーリスト委員会の開催は、必要に応じ委員長が召集する。

(研修)

第4条 インタビュアーリストとなる者は、インタビュアーリスト委員会（以下「委員会」という。）が開催する研修を受講しなければならない。

委員会が開催する研修については別に定める。

2. 前項の研修を受講できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 血液センターに勤務する職員（以下「職員」という。）のうち献血の推進・登録及び献血者の受け付け・接遇・採血に従事している一般職及び医療職で所属上長が推薦する者。
- (2) 第1号以外の職員のうち委員会が推薦する者。
- (3) 第5条の規定によりインタビュアーリストに認定された者で、第6条の有効期間を更新しようとする者。

(認定)

第5条 インタビュアーリストとなる者は、第2条に規定するインタビュアーリスト委員会が開催する認定研修を受講し、試験に合格しなければならない。

(登録)

第6条 インタビュアーリストに認定された者は、「インタビュアーリスト名簿」に登録する。

2. 前項の名簿に登録された者には、認定証及びネームプレートを交付する。
3. 認定証の有効期間は「インタビュアーリスト名簿」に登録された日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(登録の更新)

第7条 前条の登録は更新することができる。

2. 登録の更新をしようとする者は、第4条の規定による研修を受けなければならない。
3. 前項に定める外、委員会が認める委員会以外の開催による研修を受けることによりこれに替えることができる。
委員会が認める研修は別に定める。
4. 更新の期間は、第4条に定める研修を受講した日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(登録の抹消)

第8条 委員会はインタビュアーに認定された者が、異動等により献血の推進・登録及び献血者の受け付け・接遇・採血の業務に従事しなくなった場合のほか、委員会が必要と認めた場合において、その事実が生じた日の翌日付をもって「インタビュアーネーム簿」から理由を付記して削除する。

2. 前項により登録を抹消された者は、認定証及びネームプレートを委員会に返却しなければならない。

(事務局)

第9条 事務局は福岡県赤十字血液センター採血課に置く。

福岡、北九州、佐賀の各センター採血課長及び天神出張所技術課長が事務局業務にあたるものとする。

2. インタビュアー制度に関する記録及び書類は、福岡県赤十字血液センター企画課が保管する。

(規則の改正)

第10条 規則を改正しようとするときは、委員会の承認を得なければならない。

2. 改正内容を示した文書への認印をもって、委員会の開催に替えることができる。

(雑則)

第11条 この規則に定めるところによるほか、この規則の施行に関し必要な事項については別に定めるところによるものとする。

別紙2

検診医の先生へ—医師とインタビュアーとの連携について

問診の強化が叫ばれる中、問診内容が事務的説明や判断のみで可能な項目から高度な医学的判断を必要とするものまで混在していることに注目して、問診に関して十分な研修修練を行ったインタビュアーを配置し、採血に関するインフォームドコンセント、虚偽の申告や検査目的の献血を防止するための説明を行い、問診事項に対する事務的な判断を行うと併に高度な医学的判断を要する事項を問題点として医師に伝え、医師は事務的判断に煩うことなく、医学的に的確な判断と採血の適否を決定し、総合的な問診の役割分担、均一化、効率化を図ることを計画しております。

インタビュアーは予診として検診医の前に採血に関することや問診をドナーに対して行い、検診医の先生には

1. 血圧、脈拍数測定 不整の有無 及び結果の記入
2. 心電図の診断(必要な時のみ)、
3. 問診に於ける医学的判断が必要な項目(インタビュアーから直接または付箋を通して間接的に示された項目)の最終的判定、
4. 問診票の確認、特に、質問1はい、2~14いいえ 以外にチェックが付いている場合の確認作業(OK またはNO+サイン)
5. 最終的な確認作業(問診票の表の下にサインをする)
6. 総合的な判断による採血の種類の決定、採血適否のチェック、検診医欄へのサイン
7. 採血が出来ないドナーへの決定の告知及び今後の必要な対処法の提示。例えば比重不足の場合は栄養指導(ナース、受付に委ねても可)、病気が疑われる場合は受診の薦め、一時的に採血ができない場合は次の献血へ繋げるための言葉をお願いします。

インタビュアーと同じ質問をすることは特に必要が無い限り、ドナーの不快感を引き起こす可能性がありますので避ける必要があると思います。但し、献血を辞退して頂く場合等で、理由を説明して同意を得る場合はこの限りではありません。インタビュアーと十分な情報交換をして対処して頂ければと思います。宜しくお願い申し上げます。

別紙3

アンケート

本日は献血にご協力頂きまして有難うございました。輸血用の血液の安全性をより確かなものにするためにインタビュー制の試験的導入を試みております。どうかこのアンケートにご協力下さい。該当するものに○を付けて下さい。
インタビュアーとのお話はいかがでしたか

- [1. リラックスして話しができた 2. 緊張した 3.どちらともいえない]

インタビュアーが行った説明で、問診が、献血者と輸血を受ける患者の安全のための質問からなっていることを理解できましたか

- [1. 問診の意味が理解できた 2. どちらかというと理解できた 3. どちらかというと理解できなかった 4. 理解できなかった]

感染性があるが検査ではまだ陽性に出ない空白期間(ウインドウ・ピリオド)の説明は理解できましたか

- [1. 理解できた 2.どちらかというと理解できた 3. どちらかというと理解できなかった 4. 理解できなかつた]

インタビュアーがいて説明をしたほうが輸血用の血液は安全になると思いましたか。

- [1.はい 2.いいえ 3. どちらともいえない]

上の質問で「はい」と答えた方:インタビュアーは[1.初めての献血では必要 2.何度も献血に来ている場合は必要ない 3.いずれの場合も必要]

インタビュアー制についてどう思われますか

- [1. インタビュアーがいたほうが献血をしやすい 2. インタビュアーがいれば又献血に来たい 3. インタビュアーがいなくても献血に来たい 4. インタビュアーがいなければ献血に来たい]

インタビュアーについて何かご意見がありましたらお書きください

最後にあなたについてお答えください

- [1. 20 才未満 2. 20 才以上30 才未満 3. 30 才以上40 才未満 4. 40 才以上50 才未満 5. 50 才以上60 才未満 6. 60 才以上]

- [1. 女性 2. 男性]

献血は今日が初めてですか [1.はい 2.今まで献血をしたことがある]

今まで献血をしたことがある場合、献血回数は[1回、2回-4回、5回以上]

今日は献血ができましたか [1.はい 2.いいえ]

ご協力ありがとうございました。